

伊勢平野中央地区
安濃ダム堆砂対策検討等業務

特 別 仕 様 書

東海農政局
木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																		
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条 (目的) 第1－2条 (場所) 第1－3条 (土地への立入り等) 第1－4条 (一般事項) 第1－5条 (管理技術者) 第1－6条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における事業計画(案)の策定のため、安濃ダムの堆砂対策及び付帯施設整備の検討、総事業費、事業効果の精査等を行うものである。 本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内で、別添位置図に示すとおりである。 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 建設－河川・砂防及び海岸・海洋</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>河川・砂防及び海岸・海洋</td></tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>工学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 建設－河川・砂防及び海岸・海洋	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	建設	河川・砂防及び海岸・海洋	博士	農学		工学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 建設－河川・砂防及び海岸・海洋																		
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																		
	建設	河川・砂防及び海岸・海洋																		
博士	農学																			
	工学																			
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋																			

項 目	内 容	備 考						
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。							
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置予定技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。							
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。							
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。							
(設計条件) 第 2－2 条	本業務の設計作業における設計条件は、次のとおりである。 【安濃ダム】 常時満水位 EL172.00m 利用水深 37.4m (EL172.00m～134.60m) 総貯水量 10,500 千 m ³ 有効貯水量 9,800 千 m ³ 流域面積 27.5km ² 満水面積 0.49km ²							
(参考図書) 第 2－3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次の図書によるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準「ダム」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会	
名 称	発行所							
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会							
土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会							

項 目	内 容	備 考																									
(貸与資料) 第 2－4 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打合せるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th><th>名 称</th><th>数 量</th></tr> <tr> <td rowspan="8">業務 報告書</td><td>令和 7 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td><td>地域整備方向検討調査 「伊勢平野中央地区」報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>「施設の長寿命化に関する計画」（国営中 勢用水地区）（平成 23 年 5 月）</td><td>1 式</td></tr> </table>	分 類	名 称	数 量	業務 報告書	令和 7 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務	1 式	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1 式	令和 4 年度伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式	令和 4 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式	その他	地域整備方向検討調査 「伊勢平野中央地区」報告書	1 式	「施設の長寿命化に関する計画」（国営中 勢用水地区）（平成 23 年 5 月）	1 式	
分 類	名 称	数 量																									
業務 報告書	令和 7 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策他検討業務	1 式																									
	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式																									
	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式																									
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式																									
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務	1 式																									
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1 式																									
	令和 4 年度伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式																									
	令和 4 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式																									
その他	地域整備方向検討調査 「伊勢平野中央地区」報告書	1 式																									
	「施設の長寿命化に関する計画」（国営中 勢用水地区）（平成 23 年 5 月）	1 式																									
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－5 条	第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																										
(関連業務) 第 2－6 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、お互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr> <tr> <td>1</td><td>伊勢平野中央地区 事業計画書（案）作成業務（仮称）</td><td>令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務</td><td>令和 8 年 5 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）</td><td>令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 1 月（予定）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>中勢用水地区 用水計画等整理業務（仮称）</td><td>令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）</td></tr> </table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 事業計画書（案）作成業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）	2	伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務	令和 8 年 5 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）	3	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 1 月（予定）	4	中勢用水地区 用水計画等整理業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）											
番号	業 務 名	業務実施期間																									
1	伊勢平野中央地区 事業計画書（案）作成業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）																									
2	伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務	令和 8 年 5 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）																									
3	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 1 月（予定）																									
4	中勢用水地区 用水計画等整理業務（仮称）	令和 8 年 7 月 ～ 令和 9 年 3 月（予定）																									

項 目	内 容	備 考
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条 (設計作業の留意点) 第 3－2 条 (業務写真における黒板情報の電子化) 第 3－3 条	本業務における対象施設、作業項目及び数量は、「(別紙 1) 対象施設」及び「(別紙 2) 作業項目内訳表」に示すとおりである。 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・新技術情報システム(NETIS)は https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 (7) 令和 8 年 9 月末までに、第 2－6 条に示す関連業務「番号 1」へ、事業計画書(案)の作成に必要な検討整理資料を提供する必要があるため、業務契約締結後、速やかに検討に着手できる体制とすること。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。	
	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(安濃ダム堆砂対策等の検討時点) 第3回 中間打合せ(総事業費の算出時点) 第4回 中間打合せ(事業効果の算定時点) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条 第 7 章 業務スライド の試行 (業務スライドの試行) 第 7 - 1 条	(2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ~ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と	

項 目	内 容	備 考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8)(4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙1 対象施設

1 安濃ダム

(1) ダム堤体

形 式	直線重力式コンクリートダム
堤 長	212m
堤 高	73m
堤 体 積	246,430m ³
総貯水量	10,500 千 m ³
有効貯水量	9,800 千 m ³

(2) 付帯施設

取水施設	取 水 塔	ローラーゲート1門、スライダゲート5門
	幹線放流工	ジェットフロートゲート1門、スライダゲート1門
	県河川放流工	ジェットフロートゲート1門、スライダゲート1門
洪水吐施設	鋼製ラジアルゲート3門	
洪水放流工	ジェットフロートゲート1門、スライダゲート1門、ローラーゲート1門	

2 第三頭首工

形 式	フローティングタイプ
堰 体	堰長 105.5m、堰上高 1.8m、可動部 70.0m、固定部 35.5m
土 砂 吐	1門（ローラーゲート 10.0m*2.3m*1門）
洪 水 吐	2門（自動転倒ゲート 30.0m*1.8m*1門）
取水水門	2門（スルースゲート 1.3m*2.4m*1門、1.3m*0.8m*1門）

3 導水路

導水路総延長	L=1,436m
水路トンネル（標準馬蹄形）	2r=2,200 L=1,223.6m
管水路（サイホン部）	SP管 φ1,800mm L= 103.0m
暗渠水路	H=2.20m、B=2.00m L= 109.5m
南北分水工	RC 構造 逆T擁壁

4 北幹線水路

北幹線水路総延長	L=11,326m
圧力トンネル	FRPM管 φ1,650mm L=669.7m
管水路	SP管、DCIP管、PC管、FRPM管 φ700~1,650mm L=10,630.6m
その他付帯施設	一式

5 中幹線水路

中幹線水路総延長	L=1,824m
管水路	SP管、DCIP管、VP管 φ250~900mm L=1,824.0m
その他付帯施設	一式

6 南幹線水路

南幹線水路総延長	L=5,687m
管水路	PC管、FRPM管、鋼管 φ1,100~1,350mm L=5,687.3m
その他付帯施設	一式

7 水管理施設

水管理施設	一式
-------	----

別紙2 作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 安濃ダム堆砂対策 の精査			
2-1. 堆砂対策工法及び 搬出計画の精査	関連業務で実施する堆砂測量結果及び過年度業務で 整理した堆砂対策工法（浚渫工法及び陸上掘削）、除 去想定量及び土砂搬出先盛土場に対する搬出計画の精 査を行う。	1 式	
2-2. 土砂搬出先盛土場 構造の精査	過年度業務の成果品及び上記 2-1 における搬出計画 に基づき、土砂搬出先盛土場の構造の精査を行う。	1 式	
2-3. 安濃ダム堆砂対策 工事費の精査	過年度業務の成果品及び上記 2-1 及び 2-2 の結果に 基づき、堆砂対策に係る工事費の精査を行う。	1 式	
3. 安濃ダム付帯施設 整備に係る検討			
3-1. 安濃ダム付帯施設 対策工事費の精査	発注者が示す整備内容に基づき、安濃ダム付帯施設 の対策に係る工事費の精査を行う。	1 式	
4. 総事業費の精査			
4-1. 概算工事費の精査	上記 2 及び 3 で整理した施設計画に基づき概算工事 費の精査を行う。	1 式	
4-2. 総事業費の算出	総事業費の算出に当たり、工事費、用地費及び補償 費以外の算定式がある費用について、積上げによる算 出と算定式による率計上による算出を比較し、総事業 費の算出の適否の判断に資する資料を作成、総事業費 の算出を行う。	1 式	
5. 事業効果の精査			
5-1. 総費用の精査	過年度業務及び上記 2-3 及び 3-1 の整理結果を基に 本地区の総費用について、施設長寿命化計画の反映及 び諸係数の更新等の補足検討・精査を行う。	1 式	
5-2. 総便益の精査	過年度業務で整理した本地区の総便益を精査する。 効果算定項目は、作物生産効果、品質向上効果、営 農経費節減効果、維持管理費節減効果、災害防止効 果、国産農産物安定供給効果、洪水調節機能効果（農 業用ダム）、都市・農村交流促進効果及びその他効果 の発現が認められる効果とする。 なお、算定に必要な諸元のうち、他の公共機関等か らの提供が必要な資料（作物単価等）については、発 注者において収集・貸与する。	1 式	

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 数量	備考
5-3. 総費用総便益比の算定	上記 5-1 及び 5-2 の精査結果を踏まえて、総費用総便益比を算定する。	1 式	
6. 施設長寿命化計画の策定	既存の「施設の長寿命化に関する計画」（国営中勢用水地区）（平成 23 年 5 月）及び参考資料集を踏まえて、以下の項目に係る取りまとめを行う。		
6-1. 地域特性と概要	発注者からの貸与資料等により、地域の特性、施設の現状、過去の補修履歴について整理・取りまとめを行う。	1 式	
6-2. 農業水利施設の概要	事業誌、技術誌及び過年度業務の成果品等により、施設名毎に施設規模、完成年度、耐用年数、残耐用年数等について整理・取りまとめを行う。なお、耐用年数、残存耐用年数は令和 8 年度現在において整理を行うものとする。	1 式	
6-3. 施設機能診断の整理・取りまとめ	過年度業務の成果品及び施設管理者への聞き取り等により、以下の項目について整理・取りまとめを行う。 ・安濃ダムの付帯施設で部分的に改修を要する施設について ・耐用年数以外の要因による施設機能の低下について ・管理、操作上の課題解決について	1 式	
6-4. 施設別改修経費の概定	過年度業務の成果品及び施設管理者への聞き取り等により、施設別の改修経費及び改修予定年度の概定について、整理・取りまとめを行う。なお、改修経費については、令和 8 年度時点の単価で算出するものとする。	1 式	
6-5. 整備年次計画の概定	過年度業務の成果品等により、長寿命化に配慮した施設の改修スケジュール及び施設群の改修事業実施方式の概定について整理・取りまとめを行う。なお、改修スケジュールについては、令和 8 年度時点を基に整理するものとする。	1 式	
7. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	